



低所得世帯への支援のための給付と定額減税の全体像

低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、以下A～Cの方を対象に、一連の給付を行います。
※定額減税に関することは、各種ホームページをご確認ください。

■ 北九州市における給付金等 実施のイメージ

	令和5年度	夏頃	令和6年度
給付	【A】住民税非課税世帯 1/29～順次 1世帯 7万円 追加給付 申請期限 4/30 ① 3/29～順次 ③ ども加算 (児童1人あたり5万円) 申請期限 6/30 令和5年度住民税情報等をもとに給付	令和5年度の給付①、③対象世帯は 令和6年度の給付対象ではありません	新たに住民税非課税となる世帯 7/24～順次 1世帯 10万円 給付 申請期限 9/30 8/26～順次 ども加算 (児童1人あたり5万円) 申請期限 10/31 令和6年度住民税情報等をもとに給付
	【B】住民税均等割のみ課税世帯 3/1～順次 1世帯 10万円 給付 申請期限 4/30 ② 3/29～順次 ③ ども加算 (児童1人あたり5万円) 申請期限 6/30		新たに住民税均等割のみ課税となる世帯 8/6～順次 1世帯 10万円 給付 申請期限 9/30 8/26～順次 ども加算 (児童1人あたり5万円) 申請期限 10/31
	【C】定額減税しきれないと見込まれる方 ① 令和5年度非課税給付 ② 令和5年度均等割のみ課税給付 ③ 令和5年度ども加算 【基準日】令和5年12月1日		8月上旬以降順次 令和6年分所得税は確定していないため、令和5年分所得税で推計 1人 1万円単位(切上げ)で 差額を給付
減税			給与所得者は原則6月～ 予定納税、年末調整、確定申告など順次 定額減税 1人 4万円 × (本人+扶養親族) ※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

④(1)令和6年度非課税化給付
④(2)令和6年度均等割のみ課税化給付
④(3)令和6年度ども加算
【基準日】令和6年6月3日

⑤ 調整給付
【基準日】
令和6年6月3日

上記の①～⑤の給付について、相談を受け付けています。
※給付金の詳細については、市ホームページや市政だよりをご確認ください。

【お問い合わせ先】
北九州市重点支援給付金コールセンター

・電話番号(フリーダイヤル):0120-034-553
・受付時間:平日(午前9時から午後5時まで) (注)土曜日・日曜日・祝日を除く